

答 申 第 154 号

平成16年 5月14日

千葉県知事

堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年1月7日付け出第241号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年10月4日付けで異議申立人から提起された平成14年8月6日付け出第116号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の不開示部分番号5，6，17，21，22，29，35，40，44，及び45の情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成14年8月6日付け出第116号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 対象となっている行政文書について

本件異議申立ての対象となっている行政文書である平成11年度及び平成12年度千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書（以下「本件文書」という。）は、県民にとって、支出の内容を個別、事業別に知り得る唯一の資料であり、県の執行状況を検証するために重要な文書である。

イ 個人情報について

公務員が使用する公舎貸付料等の情報は開示されるべきである。

ウ 法人情報について

決算説明書第9分冊県警本部分の11，12ページにある更新時講習の委託先ほかの情報は、申立人の別件での異議申立てによって、平成14年5月2日付け会発第355号で開示することとなったものと同趣旨のものであるから、開示されるべきである。

エ 犯罪予防等情報について

実施機関は、警察宿舎の所在地の公開が警察職員だけでなくその家族までが危険に直面すると述べて不開示の理由としているが、実例等を何ら提示しない状態では、「当該職員やその家族に危害等が及ぶおそれがあり、公共の安全や秩序の維持に支障を生ずるおそれがある」という主

張の真偽を判断出来ず、その可能性だけを、強調、指摘して、公的な情報を不開示にすることは、行政の一方的で独善的な判断であり、情報公開を妨げるものである。より県民と接触する機会が多い駐在所の警察職員は全てが警部補以下であるが、こうした駐在所の警察職員と家族は、自ら広報誌などを作成、配布して県民との交流を深めようとしている。ある意味、警部補以下の警察職員は県民にとって一番親しみがあり、信頼に足るべき存在であり、そうした職員こそが情報公開の対象に加わらないのは全くおかしいことである。

また、「当該職員やその家族に危害等が及ぶおそれ」がある、とするならば警察職員のみが特別に守秘される存在でなく、一般公務員も同様と考えるべきである。

オ 県議会に設置される決算審査特別委員会（以下「委員会」という。）に情報提供して、情報公開請求で開示しない理由はなにか

決算説明書は県議会に提出され、委員会の審議等で県議会議員（以下「議員」という。）である委員が閲覧、利用されている。しかし、議員には守秘義務が課されておらず、決算説明書の利用に特段の制約を受けていない。

従って、議員に提供している情報を市民に公開できない特段の理由が示されなければならない。

県は、決算説明書は強い権限を持つ委員会の求めに応じて作成し提供したかのように述べる一方、決算説明書は法的根拠に基づき求められるものとして作成されているものではないとするが、これらは相矛盾する主張である。

委員会の求めによって作成、開示したのでないとする、県は決算説明書について、委員会及び委員に対して守秘義務を有している。

また、公務員の守秘義務については、特別職には地方公務員法は適用されず、守秘義務は課されていない。

決算説明書に守秘すべき情報が含まれているとすると、守秘すべき情報を開示すべきか否かは、議会の権限と守秘義務とを比較考量して決定することが求められているのであり、委員会の求めによらず守秘すべき情報を委員会に開示する義務はないのであり、この経緯をとらず開示することは、公務員の守秘義務に反するという重大な誤りをおかすことになる。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、地方自治法（昭和22法律第67号）第233条第1項の規定により決算を調製する際に、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第94条の規定により各課長に必要な書類の提出を求め、各課長から書類が提出され、これを出納局で編冊したもので、地方自治法の規定に基づく監査委員の決算審査や県議会に設置される決算審査特別委員会で、各課長が決算内容を説明するための参考資料であり、その内容は、課別に調製された決算内容を歳入歳出予算にあわせて区分し、歳入は款ごとに、歳出は項ごとに、決算内容の説明が記載されており、歳出については500万円以上の委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金の執行状況が別紙に記載されているものである。

(2) 本件文書を部分開示とした理由について

本件文書に記載されている氏名、住所、処分地の地番、土地売払収入の収入済額、契約上の相手方の法人等情報の名称、宿舍所在地は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号（平成11年度分は千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号）、条例第8条第3号（平成11年度分については旧条例第11条第3号）及び条例第8条第4号（平成11年度分については旧条例第11条第4号）に該当すると判断し、該当部分を不開示とした。

ア 条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号（以下、条例及び旧条例について「2号個人情報」という。）該当性について

(ア) 公舎貸付料等の雑入に係る記載部分については、納入者、収入済額が記載されているものがあり、このうち個人の氏名については、公務員の氏名であるが、公舎貸付料及び公舎管理費負担金の納入者としての記載であり、当該氏名は、2号個人情報の規定の本文に該当し、条例第8条第2号ただし書ハに規定する、「当該情報が職務の遂行に係る情報」には該当せず、また条例第8条第2号ただし書イ及びロ並びに旧条例第11条第2号ただし書イ、ロ及びハに該当しないと判断し、氏名を不開示とした。

(イ) 土地の使用料・貸付料収入に係る記載部分について、住宅用地の貸付けのように、貸付相手先が個人の場合の氏名及びその住所となる所在地については、2号個人情報の規定の本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと判断し氏名及びその住所を不開示とした。

(ウ) 土地売払い収入の記載部分で、個人に対するものについては、氏名は直接的に2号個人情報に該当し、地番は、公開されてしまえば、氏名の記載がない場合や氏名を不開示としても、備考欄の「隣接」という記載や、土地登記簿を閲覧することにより氏名が特定されることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであり、2号個人情報の規定の本文に該当すると判断し、公募抽選や一般競争入札によるものであるため、2号個人情報の規定のただし書イに該当すると判断されるものを除き不開示とした。

なお、相手方が個人で金額を不開示としているものについては、金額は、氏名、地番等と共に個人の財産状況を構成する情報であり、氏名、地番と共に開示すると個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、氏名、地番が開示される場合は、2号個人情報本文の規定に該当すると判断し、公募抽選による2号個人情報のただし書イの規定に該当するものを除き不開示とした。

(エ) 本件決定を見直した結果、不開示とした氏名及び地番の一部が、事業を営む個人の当該事業に関する情報、あるいは個人以外に関する情報であり2号個人情報には該当しないことが判明したため、これらについては開示するものとする。

#### イ 条例第8条第3号及び旧条例第11条第3号該当性について

(ア) 委託料執行状況調に係る契約上の相手方の法人等の名称は、平成14年12月26日付け答申第107号で、「開示すべき」との答申を得ているので、この部分は開示する予定である。

(イ) 土地売払い収入に係る記載部分のうち、一般競争入札（不落随意契約を含む。）で行う土地の売り払いで、法人等に対するものについて、次のとおり本号に該当すると判断し、金額を不開示とした。

一般競争入札で行う土地の売り払いについては、事前に売払い物件の地番等の情報を公告し、最高額の入札者を落札者として契約することとなり、一部の随意契約にあるような転売の禁止や用途指定等特段の条件が付されておらず、契約の相手方である法人等は、不動産業者を典型として、買い入れた土地に付加価値をつけて、又は各法人等の事情により他者へ転売することも想定され、当該土地の契約金額は、各法人等にとっては土地の仕入価格となり、将来の販売価格のうちの土地の仕入価格の割合が明らかになる法人等の販売・営業上のノウハウに該当する情報と認められ、これを開示すると、「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるおそれがある」ため、売払い金額を条例第8条第3号イ

の規定に該当し、また旧条例第11条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと判断し、不開示とした。

なお、法人等の名称については、地番が事前に公告され、何人も土地登記簿の閲覧により知りうる情報であることから、本号に該当しないものと判断し、開示した。

ウ 条例第8条第4号及び旧条例第11条第4号該当性について

警察本部に係る土地使用料収入に関する記載部分で、貸付土地の所在地が警察職員の宿舎所在地となるものについて、次のとおり本号に該当すると判断し不開示とした。

警察官は、犯罪現場や警察規制の現場で直接被疑者や被規制者と対峙し、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現するものである。

このような警察業務の特殊性から、警察宿舎の所在地が公になると、警察に反感を持ち、また、警察に敵対する者（組織）等により、攻撃を加えられるおそれがあり、警察宿舎等が攻撃された例も少なくない。

さらに、当県における成田空港関係警備においては、テロ・ゲリラ事件が後を絶たない状況にあり、警察宿舎等に対する危険性も依然として高いものがある。

したがって、警察宿舎の所在地を開示すると、そこに居住する警察職員だけでなく、その家族までが危険に直面することとなり、ひいては、警察活動が阻害されるなどにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当すると判断し、不開示とした。

エ 委員会に開示して、情報公開請求で開示しない理由はなにか

委員会は、地方自治法の規定による決算認定に係る調査をするため、県議会に設置されるものであり、県議会から地方自治法第98条及び第100条に規定する検査・調査等の権限が付与されている。

地方自治法に基づくこれらの強力な検査・調査等の権限は、住民の意思によって選ばれた議員をもって構成する議会に、執行機関に対する監視権を与えることによって、執行機関と議決機関を相互に牽制させ、地方公共団体の事務処理を適正に行わせることを目的に、与えられているものであり、本件文書は、上記(1)のとおり、これらの権限を有する委員会で、的確な審査をより効率的に行うため、当該委員に情報を提供するため作成されたものである。

このことから、これらの権限を持つ委員会から資料要求があれば、千葉県情報公開条例の不開示情報であることを理由に、その要求を拒むことができないものとされている。

したがって、地方自治法に基づき強い権限を持つ委員会に対する情報の提供と千葉県情報公開条例に基づく情報公開は、それぞれが趣旨・目的を異にしていることから、提供・開示されるべき情報は常に同一であると考えすることはできない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

本件文書は、平成11年度及び平成12年度各年度の千葉県一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書であり、3(1)に記載のとおり、実施機関において調製され、県議会における決算審査等に使用されるものであって、各年度とも、一般会計歳入決算説明書、一般会計歳出決算説明書、特別会計歳入決算説明書、特別会計歳出決算説明書、委託料執行状況調、負担金・補助及び交付金執行状況調及び工事請負費執行状況調から構成されている。

このうち、平成11年度決算に係るものについては、平成12年8月に調製され、平成12年度決算に係るものについては、平成13年8月に調製されたものである。

##### (2) 本件決定について

実施機関は、調製された時期に応じて、平成12年度決算に係るものにあつては条例第8条第2号、第3号及び第4号の、平成11年度決算に係るものにあつては旧条例第11条第2号、第3号及び第4号の不開示事由にそれぞれ該当するとして、当該部分を不開示としたものであり、不開示とした部分及び該当するとして不開示事由は、別表「本件決定の不開示部分及びその理由」のとおりである。

##### (3) 実施機関による本件決定の見直しについて

実施機関は、本件決定を見直した結果、次のアからウまでの情報については、それぞれに記載の理由により、条例及び旧条例の不開示事由に該当しないことから開示するとしている。

そこで当審査会は、実施機関が不開示とした情報のうち、これらを除く情報について、その不開示事由該当性を判断するものとする。

ア 負担金・補助及び交付金執行状況調のうち、別表の不開示部分番号17及び40の情報である特定優良賃貸住宅建設費補助事業の交付先の情報並びに同21及び44の情報である警察本部の家屋使用料のうち自動

販売機設置に係る使用先の情報について、個人の氏名が記載されているが、これらは事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから、条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号に該当しない。

イ 平成12年度決算に係るもののうち、農林水産部林務課の財産売払収入に関する情報である別表の不開示部分番号35の情報は、売払地の地目が保安林であるが、これらはいずれも地方公共団体に売り払われたものであり、条例第8条第2号に該当しない。

ウ 委託料執行状況調の相手方である法人等の情報については、平成14年12月26日付けの当審査会の答申第107号において、不開示事由に該当しないと判断されているので、同種の情報である不開示部分番号22及び45の情報は、条例第8条第3号及び旧条例第11条第3号に該当しない。

(4) 条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号該当性について

ア 総務部管財課の一般会計歳入決算説明書における土地売却収入の表は、未利用県有地の売払いに伴う収入について、処分地、面積、収入済額、相手方及び備考欄に対応する情報が記載され、加えて面積及び収入済額について、随意契約や一般競争入札などの契約の種類に応じた合計の数値がそれぞれの欄に記載されている。

以下に、その情報の種類に応じて検討する。

(ア) 随意契約（不落随意契約を除く。）に係る情報について

別表の不開示部分番号1，2，23及び24の情報は、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、隣接地権者である個人に、随意契約により処分地を売却したものに係る、処分地の所在地（市町村名及び大字を除く。）及び相手方の氏名である。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められる。

(イ) 一般競争入札及び不落随意契約に係る情報について

これらの契約は、事前に売払い物件の所在地等が公告されており、また所有権の移転後は相手方である所有権者の氏名等は土地登記簿に登録されることから、所在地の地番に基づき土地登記簿を閲覧することにより相手方の氏名等が判明することとなる。

このため実施機関は、本件決定において、相手方が個人であるものの収入済額の情報である別表の不開示部分番号3，4，26及び28の情報を不開示としたものである。

この収入済額は、相手方である個人が当該処分地を買い受けるに当



たって支出した額であるので、個人に関する情報であり、氏名その他の記述等により特定の個人が識別される情報であると認められる。

(ウ) 収入済額の計に係る情報について

平成12年度決算に係るものについて、実施機関は、随意契約及び一般競争入札に係る収入済額の計である不開示部分番号25及び27の情報を不開示としている。

これらの情報は、直接的には個人の支出金額に係る情報とは言えないが、表中の開示した情報から、逆算することにより上記(イ)で不開示とした情報が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められる。

上記(ア)から(ウ)までに検討したとおり、これらの情報は、いずれも条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号のそれぞれの本文に該当する。また当該各号のただし書のいずれにも該当しないと認められるので、開示しないことができる情報である。

イ 企画部空港地域振興課、農林水産部林務課（平成11年度決算に係るものにあつては農林部林務課）、都市部都市整備課、都市部住宅課及び警察本部のそれぞれの一般会計歳入決算説明書における財産貸付収入（土地貸付収入、家屋使用料）、財産売却収入（土地売却収入）に関して、実施機関が不開示とした情報は、別表の不開示部分番号9から15まで、18、19、32から38まで（35を除く。）、41及び42の情報である。

これらの情報は、いずれも貸付先や売却先が個人である情報であり、貸付先である相手方の氏名や貸付財産の所在地、売却財産の所在地はいずれも特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号のそれぞれの本文に該当し、当該各号のただし書のいずれにも該当しないと認められることから、開示しないことができる情報である。

ウ 総務部管財課の一般会計歳入決算説明書における公舎貸付料及び公舎管理費負担金に関して、実施機関が不開示とした情報は、別表の不開示部分番号7、8、30及び31の情報であるが、これらは公舎貸付料や公舎管理費負担金の納入者の氏名であり、特定の個人が識別される情報であるから条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号のそれぞれの本文に該当する。

なお、この納入者は県の職員であるが、この情報は職務の遂行に関係のない、個人としての私生活の状況や行動に関するものであり、条例第

8条第2号ただし書ハに該当せず、また同号ただし書イ、ロ及び旧条例第11条第2号ただし書のいずれにも該当しないので、開示しないことができる情報であると認められる。

エ 都市部住宅課の負担金・補助及び交付金執行状況調における利子補給事業に関して、実施機関が不開示とした情報は、別表の不開示部分番号16及び39の情報であるが、これらは住宅購入資金に対する利子補給金を受給した個人の名であり、特定の個人が識別される情報であるから、条例第8条第2号及び旧条例第11条第2号のそれぞれの本文に該当する。

また、当該各号のただし書のいずれにも該当しないので、開示しないことができる情報であると認められる。

オ 本件決定において、実施機関が不開示とした情報のうち、土地の所在地等に関する情報についての処理は、市町村名から所在地の表示すべてを不開示としたものがある一方、大字部分まで開示したものもあり統一を欠いているものであった。

これらについて、不当、違法とまでは言うことはできず、また、明確な処理基準を策定することは難しいものと思われるが、条例が原則開示を明記していることから、今後、実施機関においては、特定の個人が識別されない限度で最小の範囲を不開示とするよう努められたい。

#### (5) 条例第8条第3号及び旧条例第11条第3号該当性について

総務部管財課の一般会計歳入決算説明書における土地売却収入の表中、法人等の情報に関して、実施機関が不開示としたものは、別表の不開示部分番号5、6及び29の情報である。

これらの情報は、一般競争入札又は不落随意契約により土地を取得した法人等が当該土地の購入代金として県に納付した額であり、実施機関は3(2)イ(イ)のとおり説明する。

確かに、これらの情報は当該法人等にとっては土地の仕入価格であり、開示することにより、将来の転売する場合における仕入価格の割合が明らかになるものと認められる。

しかしながら、本件の金額は、県有地の売り払い金額であり、一般競争入札という公正な価格競争の結果として決定されたものであり、私人間における取引のように、投機的な思惑や駆引きが入り込む余地が極めて少ないものであるから、これを開示したとしても、当該法人の正当な利益や事業運営上の地位に不利益を与えるとまでは認められない。

したがって、これらの情報は、条例第8条第3号及び旧条例第11条第

3号には 該当しないものと認められる。

(6) 条例第8条第4号及び旧条例第11条第4号該当性について

警察本部の一般会計歳入決算説明書における土地使用料収入の情報のうち、実施機関は貸付土地の所在地が警察職員の宿舎所在地であるものについて、別表の20及び43の情報を不開示とした。

警察職員については、実施機関が説明するとおり、業務の特殊性から警察に敵対する者（組織）等により攻撃を加えられるおそれは高いものと認められ、過去には、現実に警察宿舎が標的にされた事件も各地で発生している。

まして成田空港を抱える当県においては、極左暴力集団によるテロ・ゲリラ事件が後を絶たない状況にあり、当審査会が把握したところでは、平成元年から14年までに県内において発生した極左暴力集団によるテロやゲリラの件数は78件に上る。

これらのテロやゲリラにおいて、警察職員や空港事業関係職員が標的とされる危険性が高いとする考え方には合理性があり、警察職員の宿舎所在地に関する情報を公にすることは、警察職員やその家族の生命・身体を危険にさらす具体的・現実的な危険性を高め、テロやゲリラなどの犯罪の実行を容易にするおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は条例第8条第4号及び旧条例第11条第4号に該当するものと認められ、開示しないことができるものである。

(7) 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件文書が、委員会に資料提供されていることを指摘し、そのような資料は公開されるべきであると主張する。

しかし、委員会に決算説明書を提供するのは、限定された場面での限定された者への資料提供であり、この資料提供をもって条例にいうところの、公にされたものとは言うことはできない。

また、地方自治法に基づき強い権限を持つ委員会に対する情報の提供と条例に基づく情報公開は、それぞれが趣旨・目的を異にしていることから、提供・開示されるべき情報が常に一致すると考えることはできない。

したがって、委員会での審査を円滑に行うために資料提供されていることをもって、本件文書を開示しなければならない理由とすることはできない。

(8) 附言

別表の不開示部分番号3, 4, 26及び28の情報は、相手方の氏名等が開示されている本件決定においては、(4)ア(i)で判断したとおり、不開

示としたことは妥当なものと認められるが、県の説明責任や県有地処分の透明性の向上の観点からは、一般競争入札の実施にあたり、入札結果の公表を前提とするなどの方策を検討する必要性も認められるところである。

(9) 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち、別表の不開示部分番号5, 6, 17, 21, 22, 29, 35, 40, 44及び45の情報は、条例及び旧条例の不開示事由に該当しないので開示すべきであるが、その余の情報を不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15. 1. 7	諮問書の受理
15. 2. 5	実施機関の理由説明書の受理
15. 3. 10	異議申立人の意見書の受理
15. 4. 23	審議 実施機関から不開示理由の聴取
15. 5. 21	審議
16. 3. 3	審議
16. 4. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道（株）常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年4月23日現在)